

掛川市規則第30号

掛川市住民基本台帳カードの利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成23年12月26日

掛川市長

(別紙)

掛川市住民基本台帳カードの利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

掛川市住民基本台帳カードの利用に関する条例施行規則（平成17年掛川市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第2条を削り、第3条を第2条とし、第4条を第3条とする。

第5条中「（条例第3条第3号に掲げる独自利用サービスを除く。）」を削り、「専用の端末機、自動交付機又は専用の電子計算機」を「証明専用端末機又は多機能端末機」に改め、同条を第4条とする。

第6条中「第3条第1項」を「第2条第1項」に改め、同条を第5条とし、第7条を第6条とする。

別記様式を次のように改める。

住民基本台帳カード交付申請書兼独自サービス利用申請書

（あて先）掛川市長

新規 再交付・継続（カード返納 有・無） サービス項目の変更（本庁・大東・大須賀）受取

（注）太枠内のみ記入してください。 年 月 日申請

ふりがな			生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	
申請者氏名	㊟				
住所	(〒 - )			希望するカードの様式	
連絡先（日中） 電話番号（ ）	自宅・勤務先 -	携帯番号 ( )	A 顔写真なし	B ※2 顔写真付	
申請理由 (新規は記入不要)	<input type="checkbox"/> カードの様式変更 <input type="checkbox"/> 紛失、焼失、著しい損傷 <input type="checkbox"/> カードの機能が損なわれた		<input type="checkbox"/> 有効期限が3か月以内になった <input type="checkbox"/> 裏面の余白がなくなった <input type="checkbox"/> その他 ( )		左欄の該当する項目にレ印を入れてください。

※1 カード交付の際にも受領印が必要です。

※2 写真付きカードを希望される方は写真をご用意ください。

独自サービスについては、以下の項目に記入してください。

サービス名	利用の有無	利用説明
窓口交付システム（住民票・印鑑証明書） コンビニ端末機（ " ）	する・しない	窓口交付システム（本庁・支所・出張所） コンビニ端末機（全国のセブン-イレブン多機能端末機設置店）で利用できます。

カードB顔写真貼付欄	代理人氏名	委任者との関係	
	住所		
	連絡先（日中）	自宅・勤務先・携帯	

1 6月以内に撮影したもの  
2 正面、無帽、無背景  
3 たて・よこ4.5cm×3.5cm  
4 裏面に氏名及び生年月日を記入してください。

※ 代理人による申請は可能ですが、住民基本台帳カードの交付時は、本人による受領となります。

※ 成年被後見人及び15歳未満の方は、法定代理人による申請・受領となります。

----- 市記入欄 -----

①	②	③
運転免許証	健康保険証	身分証明（写真付き）
パスポート	年金手帳（証書）	学生証（写真付き）
船員手帳	実印・印鑑登録証	公的機関発行の資格証明（写真付き）
狩猟、銃所持許可		源泉徴収票
宅建主任・電気工事免許		納税、所得証明書
官公庁身分証明書		療育手帳
その他（ ）		身体障害者手帳
代理人続柄確認 [ ] 代理人本人確認 [ ] 委任状 [ ]		

※ ①に掲げる書類にあっては、運転免許証（ICチップ内臓かつパスワードが分かる場合）は1点により、確認する。それ以外の場合については、いずれか2点により確認する。

※ ①以外の書類にあっては、②に掲げる書類2点又は②③のいずれかの書類1点ずつにより確認する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。